

東電を公害罪で告発した件で東京地検特捜部からの回答について（経過報告）

去る1月24日（火）に福島第一原発事故に係わり東京電力㈱の重役3名と会社を記者会見後公害罪で告発いたしました。その後東京地検特捜部から1月27日付き文書で回答（別紙）が届きました。

回答を受け現在告発者内で今後の対応について弁護士と相談し再告発するかどうか検討する予定ですが、とりあえず特捜部回答を受け検討課題・問題点を上げ、経過報告とさせて頂きます。今後の具体的な動きは政府の「事故調査・検証委員会」の最終報告を待つてからということになるかもしれませんが、その際にはまたお知らせいたします。今後ともよろしくお願ひします。

I 回答に関して

1) 地検特捜部で真摯に検討して回答したのか疑問がある。

あまりに早い回答、1月24日午後に郵送し、25日に配達され、27日付けの回答だった。わずか2日で回答できるものだろうか。複数でチェックしたものか電話で問うたところ、それは答えられないとのことだった。

2) 地検特捜部は公害罪の目的の捉え方が法律制定時のものと違って捉えているのではないか。

回答最初のアンダーラインの箇所 「構成要件の一つとして、「事業活動に伴って」という要件を規定していることから明らかであるように、この法律は、いわゆる公害の排出規制を強める目的で制定されたものであり、有害物質の管理一般の規制強化を目的としたものではないと解釈されます」と中ほどにありました。しかしこの「法律の施行について」刑事局長から検事総長等への通達\*を見たところ、「人の健康に係わる公害の防止に資することを目的として制定されたものであり、現行の刑法の規定によっては処罰しえない行為を処罰しうるものとしている・・・」と書かれてあり、特捜部との見解とは明らかに異なっている。

\*【人の健康に係わる公害犯罪の処罰に関する法律の施行について】昭和46年6月30日  
<http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=16000002>

3) 地検特捜部は過去の判例にとられ過ぎているのではないか。

次のアンダーラインの箇所「過去の複数の最高裁判例でも、「事業活動に伴って」という要件等に基づいて、過失の事故によりたまたま有害物質を排出しても本罪には当たらないと判示されています・・・」とある。しかし前記刑事局長通達は「この法律運用にあたっては、あくまで厳正公平な態度を堅持し、必要に応じ、関係諸機関の意見を徴して、事犯の実態に即した適切妥当な検察権の行使に努められたい・・・」とある。

「事業活動に伴って」に関しては、当然行うべき「津波対策等を事業活動で行わない」

できたため放射能放出に至ったと解釈することにより立証できるのではないか。最高裁事例について問い合わせたが教えてもらえなかった。しかし「アエロジル事件」という本法の判例があることがわかった。これについて調べてみたい。

#### 4) 地検特捜部は「さらに検討してほしい」という含みを持たせている

回答の最後に「こうした今後の事態の推移・進展等をも十分踏まえた上で、貴殿におかれて、上記各点などをさらにご検討いただきたく、貴殿から送付された前記書面はお返しいたします。」とあった。このことは、検討した上で再度告発があった場合に起訴すべきか否か検討することについてやぶさかではないという含みがあるとも受け止めることができる。

#### 5) 回答に関して理解し難い箇所を問合せたが、ノーコメントであった。

回答の中に「構成要件に沿った形で犯罪事実を特定して記載されているとは認めがたいと思料されます。」とあり、具体的にどのようなところが不足していたのか、どこかに告発状の例文があるか等問うたが一切教えられなかった。

告発を受けて検察が動くとは理解していたが、「構成要件に沿った形で犯罪事実を特定して記載されているとは認め難い」とあった。捜査権限もない一般個人にそこまで要求するとなれば告発という国民の権利があつてなきがごときものになるのではないか。

## II 回答を受けて所感

東電がこれだけの被害者を出して刑事責任を問われなことは、普通の市民感覚からして非常におかしい。公害罪第三条「業務上必要な注意を怠り、・・事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し・・」がなぜ該当しないのだろうか、最高裁判例があるとしても事犯により刑法の解釈も見直されていくものではないのだろうか。

このままでは社会の倫理規範や正義が崩壊してしまう恐れがある。原発事故による生活破壊や関連死亡を直視するとき、多くの国民の持つ処罰感情を汲み取ることが検察責務ではないか。人々は明らかに刑法で保護されるに値する重大な法益を侵害されている。

私たちの告発に対してわずか2日の検討で回答と告発状を送り返すことは、この告発状を吟味するにはあまりに短すぎ、国民の思いを真剣に受け止めようとする姿勢に疑問を感ずる。

検察は本来の役割をしっかりと見直し、国民が安心して公正公平で幸せに暮らせる社会の実現に向けて取り組んでほしい。

私たちは再発防止のためにも有害物で環境を汚染させたならば、民事・刑事責任が厳しく問われるルールが必要と考えており、今後ともこうしたルール策定要求に取り組んでいく所存である。

## III 今後 告発者9名と弁護士とで相談し対応していきたい。

問合せ先 盛岡市山岸6-3 6-8 永田文夫

電話・FAX 019-661-1002